

「ちゃんねる日南」放送基準

「ちゃんねる日南」は、日南町民のチャンネルとして、行政及び町民自身が日南町内外の番組を提供することにより、日南町のまちづくりに寄与することを目的として制作編集し、放映する。

この目的に基づいて、以下のとおりちゃんねる日南の放送番組の基準を定める。

番組放送の基本姿勢

1. 番組の制作編集においては、基本的人権を尊重しなければならない。
2. 地域のチャンネルとして品位を保ち、公共性のある映像を通して、地域住民の信頼と要望に応える。
3. 過去の優れた文化の保存と新しい地域文化の創造に貢献する。
4. 町民自身による番組制作を推進するとともに、地域の情報化の推進に役立つように努める。
5. 町議会及び町行政の情報の公開に資する。

放送基準

1. 人権

- (1) 人命を軽視するような取り扱いはしない。
- (2) 個人・団体の名誉を傷つけるような取り扱いはしない。
- (3) 個人情報の取り扱いには十分注意し、プライバシーを侵すような取り扱いはしない。
- (4) 人種・年齢・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。

2. 法と政治

- (1) 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- (2) 国際親善を害する恐れのある問題は、その取り扱いに注意する。
- (3) 人種・民族・国民に関することを取り扱うときは、その感情を尊重しなければならない。
- (4) 政治・経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにするとともに、番

組内容は、公正な立場から一党一派に偏らない。特定団体等の政治的な見解の一方的な放映は、広告による案内情報等の場合も含め、ちゃんねる日南では取り扱わない。

(5) 選挙事前運動の疑いがあるものは取り扱わない。

3. 児童及び青少年への配慮

- (1) 武力や暴力を表現するときは、青少年に対する影響を考慮しなければならない。
- (2) 児童を出演させる場合には、児童としてふさわしくないことはさせない。
- (3) 未成年者の喫煙・飲酒を肯定するような取り扱いはしない。

4. 家庭と社会

- (1) 家庭生活を尊重し、これを乱すような考え方を肯定的に取り扱わない。
- (2) 社会の秩序・良い風習・習慣を乱すような言動は肯定的に取り扱わない。

5. 宗教

- (1) 信教の自由および各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、ひぼうする言動は取り扱わない。
- (2) 特定宗教の教義等の一方的な放映は、広告による案内情報等の場合も含め、ちゃんねる日南では取り扱わない。特定宗教のための寄付の募集なども同様とする。

6. 表現上の配慮

- (1) 分かりやすく適正な言葉と文字を用いるように努める。
- (2) 方言を使うときは、その方言を日常使っている人々に不快な感じを与えないように注意する。
- (3) 迷信は肯定的に取り扱わない。
- (4) 社会道徳および善良な風俗を害しないように表現に注意する。
- (5) 精神的・肉体的障害に触れるときは、同じ障害に悩む人々の感情に配慮しなければならない。

7. 広告の責任

- (1) 広告は、真実を伝え、視聴者に利益をもたらすものでなければならない。
- (2) 広告は、関係法令などに反するものであってはならない。
- (3) 広告は、健全な社会生活や良い習慣を害するものであってはならない。

8. 広告の取り扱い

- (1) 営利目的の情報提供は広告による。日南町が主催または共催する事業に関する情

報提供については、放映料を徴しない。国や他の地方公共団体等が公用若しくは公共用に放映する情報提供についても同様とする。

- (2) 広告放送は映像の中で、広告放送であることを明らかにしなければならない。
- (3) 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- (4) 事実を誇張して視聴者に過大評価させるものは取り扱わない。
- (5) 広告は、たとえ事実であっても、他をひぼう・中傷してはならない。
- (6) 求人に関する広告は、求人事業者および従事すべき業務の内容が明らかでなければ取り扱わない。

9・その他

- (1) 火災・天災または人命に関わる緊急放送は、ほかの放送を中止し、優先的に放送する。
- (2) 誤報は速やかに取り消しまたは訂正する。

平成17年9月6日制定 日南町